

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月1日
【発行者の名称】	株式会社西條 (SAIJO Co., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西條 敬弘
【本店の所在の場所】	北海道名寄市西三条南六丁目25番地1
【電話番号】	01654-2-3001 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 沖 ともえ
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	<p>当社は、当社普通株式を2026年6月29日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。</p> <p>上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。</p> <p>名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号</p>
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社西條 https://www.saijo-dp.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第66期	第67期	第68期	第69期 中間期
決算年月		2023年 8 月	2024年 8 月	2025年 8 月	2026年 2 月
売上高	(千円)	14,522,736	14,450,040	14,442,129	7,173,003
経常利益	(千円)	10,029	191,919	171,424	121,711
当期（中間）純利益又は当期純損失（△）	(千円)	△1,101,227	128,569	27,100	77,261
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	—	—	—	—
資本金	(千円)	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数	(株)	5,630,000	5,630,000	5,630,000	5,630,000
純資産額	(千円)	4,950,653	5,059,562	5,066,950	5,124,964
総資産額	(千円)	10,460,238	10,603,074	10,603,904	10,572,397
1株当たり純資産額	(円)	879.33	898.68	899.99	910.29
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	3.50 (—)	3.50 (—)	3.50 (—)	— (—)
1株当たり当期（中間）純利益又は1株当 たり当期純損失（△）	(円)	△195.60	22.84	4.81	13.72
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利益	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	47.3	47.7	47.8	48.5
自己資本利益率	(%)	—	2.6	0.5	1.5
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	15.3	72.7	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	460,083	317,623	19,600
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	△250,952	△351,462	△86,962
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	△69,371	27,822	27,945
現金及び現金同等物 の期末（中間期末）残高	(千円)	—	879,409	873,393	833,977
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	132 〔464〕	130 〔481〕	121 〔481〕	116 〔486〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり（中間）当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第66期の自己資本利益率と配当性向については、当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 第66期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目を記載しておりません。
7. 従業員数欄の〔 〕は、臨時従業員の期中平均雇用人員（1日8時間換算）で記載しております。

8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第68期の財務諸表については、瑞輝監査法人の監査を受けておりますが、第66期及び第67期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第69期中間期の中間財務諸表については、瑞輝監査法人の期中レビューを受けております。

2 【沿革】

当社は、北海道内において1947年10月に創業し、1957年11月に現在の株式会社西條の前身である株式会社西條呉服店を設立いたしました。設立当初は呉服店として事業をスタートしましたが、1973年7月には百貨店法に基づく登録を完了し、百貨店事業へと転換しました。1970年代半ば以降、道北エリアにスーパーマーケット、スーパーセンターを展開しております。2001年9月に組織再編の一環として、休眠会社であった丸伸株式会社（1960年3月設立）を存続会社、株式会社西條及び株式会社西厚商事を消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。その後、商号を株式会社西條へ変更し、現在の事業運営体制を構築しております。

当社前身の設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
1957年11月	株式会社西條呉服店を設立
1968年10月	株式会社西條呉服店から株式会社丸利西條に商号変更
1973年7月	株式会社丸利西條が百貨店法に基づく百貨店登録
1978年1月	株式会社丸利西條が「西條士別店」を出店
1981年11月	株式会社丸利西條から株式会社西條に商号変更
1982年9月	株式会社西條が「西條名寄店」を新築移転
1986年3月	株式会社西厚商事を設立
1989年9月	株式会社西厚商事が「ベストホーム名寄店」を出店
1990年8月	株式会社西條が「西條稚内店」を新築移転
1991年12月	株式会社西厚商事が「ベストホーム稚内店」を出店
1992年12月	株式会社西條が有限会社ウエストを吸収合併（株式会社西條が存続会社）
1997年2月	株式会社西條が「西條士別店」を新築移転
1998年6月	株式会社西條が「西條枝幸店」を出店
1998年12月	株式会社西厚商事が「ベストホーム名寄店」を新築移転
2001年9月	丸伸株式会社（現 当社）を存続会社、株式会社西條と株式会社西厚商事を消滅会社とした吸収合併（商号を株式会社西條に変更）
2003年10月	「スーパーセンターBESTOM東神楽店」を出店
2004年11月	「スーパーセンターBESTOM中富良野店」を出店
2006年11月	「Qマート下川店」を出店
2010年4月	「Qマート風連店」を出店
2012年8月	「Qマート名寄駅前店」を出店
2015年3月	複数の専門店が集うテナント型ショッピングモール「ALTIMALL東神楽店」オープン
2016年7月	「Qマート中川店」を出店
2016年9月	「Qマート猿払店」を出店
2018年4月	「Qマート幌延店」及び「Qマート問寒別店」を出店
2021年11月	「Qマート西興部店」を出店

3 【事業の内容】

当社は、北海道名寄市を拠点に道北地域で百貨店等、衣料品、住文化関連、食料品等の生活関連用品の小売りを主たる目的としております。1947年に創業し、長年にわたり地域に根差した経営を行ってまいりました。

地元の生活インフラとしての買い物の場を守ることを使命とし、北海道道北エリアを中心として、総合スーパー「西條」、小型スーパー「Qマート」、ディスカウントホームセンター「ベストホーム」、スーパーセンター「BESTOM」を展開し、地域ニーズに応える商品を取り揃えております。地域に根ざしたショッピングセンターとして西條が果たすべき役割は、販売活動を通じて地域経済を強力に支えることです。地域に暮らす人々との心のつながりを大切にしながら、街の活性化や地域づくりに力を注いでおります。近年の景気の低迷で消費者が価格と価値に見合った商品を探している今、流通構造も消費者主導へと変化しつつあります。これからの当社は、ショッピングセンターとしての実績と信頼を礎に、チェーンストア志向の企業として飛躍を目指してまいります。

また、当社は「西條」及び「BESTOM」の一部と「ALTIMALL」をテナント運営、賃貸物件等を運営しております。

当社は、不動産事業等その他の事業も行っておりますが、財務情報として区分する重要性の観点から、当社の事業セグメントは小売事業の単一セグメントとしております。そのため、セグメント別の記載は省略しております。

当社の5つのブランドについては以下のとおりです。

(1) 西條

「西條」は食料品から日用品、衣料品、趣味嗜好品までフルラインで商品を取り揃え、店舗の一部を専門店、飲食店へテナント貸しする大型総合スーパーです。充実した商品の取り揃えに加え、現在のテナントにはファーストフード店やファミリーレストランがあり、お客様の買い物以外のニーズにも対応しております。

(2) Qマート

「Qマート」は道北地方の比較的小商圏に展開する小型食品スーパーマーケットです。人口数千人規模の地域での運営を可能にするコンビニ規模の食品スーパーとして、地域住民の日常の買い物拠点の役割を重視し、地域ごとに適した品揃え・価格政策によって、地域に密着したサービスを提供しております。またお土産品としての地場商品、近隣地域商品も強化しております。

(3) ベストホーム

「ベストホーム」はDIY用品、園芸用品、ペット用品、カーレジャー用品等のホームセンターとしての販売活動を軸に、食料品、家庭用品、季節用品等の幅広いニーズに対応するディスカウントホームセンターです。

(4) BESTOM

「BESTOM」は食料品、日用品、衣料品、家電、住関連品、専門店、飲食テナントをワンフロアに集約し、広範囲からの集客を狙う、地方都市住民の大量購買やディスカウントニーズに対応するスーパーセンターです。「BESTOM東神楽店」は、当社がテナント運営を行う大型ショッピングセンター「ALTIMALL東神楽店」に隣接しており、買い物の回遊性を活かし、立ち寄りやすい環境を形成しております。

(5) ALTIMALL

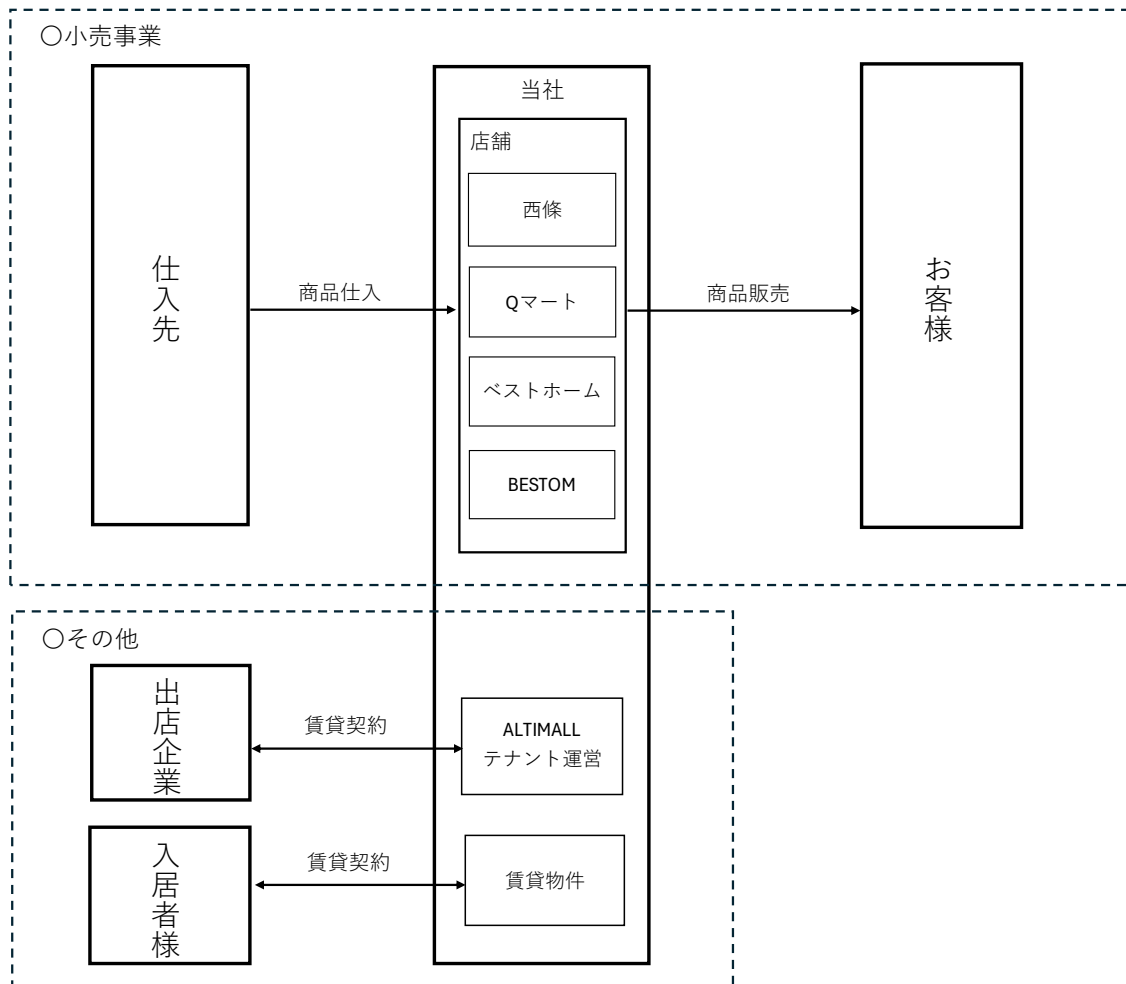
「ALTIMALL」は、地域住民の多様なライフスタイルに応えることを目的とした大型ショッピングセンターです。衣料品、生活雑貨、その他専門店、飲食店など幅広いカテゴリーの店舗を集積し、ワンストップで買い物が完結できる利便性を提供しております。

また子供の遊び場、広々とした共用スペースやイベント開催が可能なオープンエリアを備え、買い物だけでなく地域コミュニティの交流拠点としての役割も担っております。家族連れから高齢者まで幅広い層が利用しやすい環境づくりを重視し、快適な施設運営を行っております。

(2026年2月28日現在)

業態の概要	ブランド	主要販売品	店舗名	店舗所在地	売場面積
総合スーパー	西條	生鮮食料品、一般食料品、日用雑貨、衣料品等	名寄店	名寄市	8,269㎡
			稚内店	稚内市	8,297㎡
			士別店	士別市	11,833㎡
			枝幸店	枝幸郡枝幸町栄町	4,247㎡
小型スーパー	Qマート	生鮮食料品、一般食料品等	下川店	上川郡下川町錦町	413㎡
			風連店	名寄市風連町本町	406㎡
			名寄駅前店	名寄市	406㎡
			中川店	中川郡中川町	360㎡
			猿払店	宗谷郡猿払村鬼志別西町	271㎡
			幌延店	天塩郡幌延町	414㎡
			問寒別店	天塩郡幌延町	115㎡
西興部店	紋別郡西興部村	194.7㎡			
ディスカウントホームセンター	ベストホーム	園芸・DIY用品、ペット用品等	名寄店	名寄市	3,877㎡
			稚内店	稚内市	996㎡
スーパーセンター	BESTOM	食料品、一般食料品、日用雑貨、衣料品等	東神楽店	上川郡東神楽町	13,418㎡
			中富良野店	空知郡中富良野町	11,684㎡
テナントモール	ALTIMALL	各種専門店	東神楽店	上川郡東神楽町	11,596㎡

【事業系統図】



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
116(486)	41.9	18.4	3,378

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数欄の()は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第68期事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

当事業年度（2024年9月1日～2025年8月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境が堅調にあり、企業業績も緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、原材料価格・エネルギーコストの高止まりや各国の通商政策の変更、不安定な為替相場の影響もあり、景気の先行きに対して不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、同業他社との競争や人件費・物流費をはじめとした各種コストの上昇、実質賃金の伸び悩みによる生活防衛意識の高まりなど、厳しい経営環境にありました。こうした事業環境の中、当社は、地域ニーズを把握した販売計画の策定・実行と魅力ある商品の仕入に注力し、売上高はほぼ前期並みに推移いたしました。

営業収入におきましては、主に不動産事業においてテナント数の増加による賃貸収入の拡大及び遊休地の借地契約締結が進んだことにより、不動産収入が前期比20.5%増加しました。

販売費及び一般管理費におきましては最低賃金の上昇、正社員賃金のベースアップと人材獲得競争の激化に伴う賃金の上昇等により人件費が前期比2.9%増加したほか、「ベストホーム名寄店」及び「BESTOM中富良野店」リニューアルに係る資産計上を行ったこと等により、減価償却費が前期比11.2%増加しました。

営業外費用は主に長期借入金の増加と金利上昇によって支払利息が前期比65.1%増加となりました。

特別利益では「BESTOM中富良野店」リニューアルに係る補助金収入20,000千円、特別損失では同店舗のリニューアルに係る資産購入分に対する減損損失140,485千円をそれぞれ計上しております。

なお、当社の報告セグメントは単一であるため、セグメント別の利益情報は記載しておりませんが、売上高については事業の状況をより詳細にご説明するため、小売事業の区分別の内訳を以下に記載しております。

① 衣料住関連品

衣料住関連品の売上高は前期比95.4%と減少し、客数は5.6%減少いたしました。冬季商品ではコート・ダウンジャケット等の衣料品が低迷し客数が8.0%減少したほか、暖冬・雪不足の影響を受け除雪用具の販売が振るわず、住関連品の客数も4.1%減少いたしました。また、夏季商品においては、熊の出没が多発したこと等によって森林・山岳エリアでのアウトドアレジャー需要が減退し、キャンプ用品・釣具等のレジャー関連用品が低迷、客数は4.6%減少いたしました。これらシーズン主力商品の不振は、急速な環境変化に対する品揃えの対応不足が主たる要因であり、今後の重要な課題として認識しております。

② 食料品

食料品の売上高は前期比101.1%と増加いたしました。食料品全般にわたる価格上昇により、販売単価が前期比4.8%上昇したことが主たる要因です。あわせて、競合店との差別化に向けた取り組みとして、野菜・果物においては生産農家からの直接仕入を拡大し、市場流通では入手困難な素材の安定調達と高鮮度での提供を実現いたしました。鮮魚においても仕入先の拡大を進め、魚種の豊富さと鮮度の高さによる競争力向上に取り組みました。また、加工食品では製菓・製パン向け食材・用品の新規展開により品揃えを強化したことが売上に寄与いたしました。

なお、2024年9月に「ベストホーム名寄店」、2025年2月に「BESTOM中富良野店」において大規模なリニューアルを実施いたしました。各種設備機器の更新と売場構成の見直しを行うとともに、商品ラインナップを強化し、お客様の利便性向上と店内作業の効率化を図っております。

以上の結果、当事業年度の売上高は14,442,129千円（前期比0.1%減）、営業総利益3,726,362千円（前期比1.5%増）、営業利益83,056千円（前期比25.9%減）、経常利益171,424千円（前期比10.7%減）、当期純利益27,100千円（前期比78.9%減）となりました。

第69期中間会計期間（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

当中間会計期間（2025年9月1日～2026年2月28日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、世界的な物価上昇に伴う原材料価格の高騰や為替相場の変動、及び地政学的なリスクの長期化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、相次ぐ食品・日用品の値上げに伴う消費者の節約志向が継続し、各種コストの増加もあり厳しい経営環境にありました。

小売事業の区分別の内容におきまして、衣料住関連品では、トレンドを捉えた高付加価値商品の品揃えを拡充し、季節商材商品の展開を実施しております。食料品においては相場高騰による販売単価の上昇がありましたが、前期と同様に鮮度管理の徹底や商品ラインナップを拡充し、売上は堅調に推移いたしました。

また、お客様の利便性向上、店内作業の効率化のため、「BESTOM中富良野店」のPOSシステムを更新いたしました。販売費及び一般管理費におきましては、人件費及び減価償却費が前期と同様に推移しております。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は7,173,003千円、営業総利益1,927,316千円、営業利益79,283千円、経常利益121,711千円、中間純利益77,261千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第68期事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は873,393千円（前期比6,016千円減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、317,623千円の収入（前事業年度460,083千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益31,019千円の計上や減価償却費311,393千円を計上し、仕入債務の増加によって26,225千円資金が減少、棚卸資産の増加によって46,067千円資金が減少したこと等によります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、351,462千円の支出（前事業年度250,952千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出347,922千円、投資有価証券の取得による支出40,380千円等によります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、27,822千円の収入（前事業年度69,371千円の支出）となりました。これは主に、長期借入金による収入620,000千円、短期借入金及び長期借入金の返済による支出552,254千円等によります。

第69期中間会計期間（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は833,977千円（前期末比39,416千円減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、19,600千円の収入となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上121,678千円、減価償却費の計上141,240千円による増加があった一方、仕入債務の減少165,146千円及び未払金の減少110,642千円による減少があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、86,962千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出67,748千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、27,945千円の収入となりました。これは主に、短期借入金の増加による収入200,000千円及び長期借入れによる収入100,000千円があった一方、長期借入れの返済による支出247,688千円があったこと等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当社は小売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第68期事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

区分	金額(千円)	前期比(%)
衣料住関連品	2,110,810	94.4
食料品	8,831,332	101.4
その他	378,029	105.9
合計	11,320,172	100.2

(注) 上記の金額は、実際仕入額によっております。

第69期中間会計期間（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
衣料住関連品	984,828	—
食料品	4,439,167	—
その他	168,907	—
合計	5,592,903	—

(注) 上記の金額は、実際仕入額によっております。

(3) 販売実績

当社は小売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第68期事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

区分	金額(千円)	前期比(%)
衣料住関連品	3,015,987	95.4
食料品	10,997,596	101.1
その他	428,545	104.2
合計	14,442,129	99.9

(注) 1. 総販売実績に対し、10%以上に該当する販売先はありません。

2. 販売実績は、損益計算書の売上高と一致しております。なお、損益計算書には売上高のほか、不動産賃貸収入134,096千円及びその他の営業収入426,666千円を含む営業収入合計560,762千円があります。

第69期中間会計期間（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
衣料住関連品	1,388,028	—
食料品	5,593,190	—
その他	191,784	—
合計	7,173,003	—

- (注) 1. 総販売実績に対し、10%以上に該当する販売先はありません。
2. 販売実績は、損益計算書の売上高と一致しております。なお、損益計算書には売上高のほか、不動産賃貸収入69,591千円及びその他の営業収入221,578千円を含む営業収入合計291,170千円があります。

3 【対処すべき課題】

今後も小売業界におきましては、お客様の節約志向や店舗運営に関するコストの高止まりなど、厳しい経営環境が続くと予想されます。このような課題に対し、価値の高い商品の開拓と魅力ある店舗の構築に努め、対応してまいります。

(1) お客様に支持される店舗の開発

様々な環境が変化する状態であっても、常に地域に必要とされる店づくりが課題となります。出店においては、店舗立地の特性に応じて、小型から大型までの多様な面積と最適な品揃えに対処できる店づくりを行ってまいります。各店舗における地域のニーズだけでなく、同地域に出店している競合他社の品揃えに応じて各地域に必要とされる商品进行分析し、陳列する商品を柔軟に対応させております。また、改装においては、品揃えの見直しと販売什器の更新などを行い、買い物のしやすさを追求することに加え、従業員の店内作業の改善に注力してまいります。

(2) 継続的・安定的な取引による商品仕入

仕入先の依存度を下げるとともに、品質を担保した商品の仕入が課題となります。安定的な商品供給や適正価格での仕入、仕入商品の柔軟な選定等に向けた、継続的かつ安定的な取引のための施策として複数サプライヤーの確保をしてまいります。

(3) ローコストオペレーションの徹底

物価高等による人件費の高騰やエネルギーコスト高騰等の厳しい経営環境においても、安定的な利益を実現することが課題となります。店舗作業の見直しによる作業効率改善や人員の適正配置等に取り組み、人件費をはじめとした経費抑制、ローコストオペレーションの徹底に取り組んでまいります。この他、レーン型セルフレジの導入等の設備導入により、業務効率の改善、生産性の向上に努めてまいります。

(4) 人材確保

当社は働きやすい環境づくりと持続的な店舗運営の実現を目指し、店舗責任者の不在時においても円滑な運営を可能とすることを課題としています。この課題を解決するためには、責任をもって対応できる正規雇用者の層を厚くすることが不可欠です。

そこで、これまでの採用活動強化に加え、現場経験豊富な臨時雇用者を正規雇用へ積極的に登用することにも取り組んでまいります。また、臨時雇用者が正規雇用化への意欲を高められるよう、柔軟な勤務体系の導入、各従業員が働き甲斐を持てる環境・規則の整備、育成制度の強化を推進してまいります。

(5) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は定時取締役会の他、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。当社は2名の監査役を設置しており、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで経営に対する適正な牽制機能を有効にする体制にしております。当体制においても、運用する過程で課題が生じることを想定しており、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制及び業務執行体制と株主重視の公正な経営システムを構築するなど、コーポレート・ガバナンスの強化を進めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の経営成績、財務状況等に関するリスクについて、投資者の判断に影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を記載しております。当社はこれらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び万一が発生した場合には適切な対応に努め、事業活動に支障をきたさないよう努力してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

1. 事業内容に関するリスク

(1) 商品の調達

当社の事業活動にとって、十分な品質の商品を適時に必要なだけ調達することが不可欠であり、特定の地域・お取引先様・製品・技術等に大きく依存しないよう、その分散化を図っております。しかし、気候変動による中長期的な農畜水産物の収量の減少や品質の低下、農産品の栽培適地や漁場の変化、物流における燃料費高騰や人材不足等により、お客様の需要を満たす数量、価格で商品を提供できなくなる可能性があります。これによって、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクに対し、当社は、市場動向のモニタリング、特定の調達先に依存しないリスク分散及び大量仕入や社内物流等による物流コストの効率改善に努めております。

(2) 店舗出店

当社店舗の新設、増床は、その店舗面積に応じて「大規模小売店舗立地法」の規制を受けております。当社は同法に準拠し、必要な手続きを適切に行っておりますが、地域環境の調査や行政との調整に時間を要する場合があります。計画通りに進まないことがあります。さらに、今後の出店においては、原油高や原材料、建築コストの高騰により、採算基準に合致する店舗が見つからず、出店計画を変更せざるを得ない場合があります。これらにより、業績に影響を及ぼす可能性があります。こうしたリスクに対応するため、当社は1店舗あたりの投資効率と収益性の向上を図り、エリアドミナント化の推進や物流効率化などによるスケールメリットの追求を進めております。加えて、より少ない投資で高い収益性を実現できる新しい成長モデル店舗の開発にも取り組んでおります。これにより、従来は採算が合わず出店できなかった地域においても出店が可能となり、事業機会の確保と持続的な成長を目指しております。

(3) 人口減少

当社が事業基盤としている道北は人口減少率が比較的高く、今後も人口減少に伴う消費支出全体の縮小が続く可能性があります。地域別格差が広がる所得・雇用環境などの景気動向や天候不順も販売動向に影響を及ぼすことから、仕入・販売計画の適否が業績に影響を与える可能性があります。このようなリスクに対し、当社は、損益分岐点が低い店舗づくり、及びその仕組みづくりを目指し、より小商圏で成立する店舗出店と改装や人材育成による既存店舗の活性化を進めてまいります。

(4) 人材の確保

当社は更なる成長への営業基盤を確立するために、パートタイマーを含めた優秀な人材の確保が不可欠であると認識し、多種多様な採用手段を用いて優秀な人材の確保に努めております。しかしながら必要な人材を継続的に獲得するための競争は厳しく、採用環境が更に悪化して人材確保が計画通りに進まなかった場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクに対し、当社は、社員の長期的なキャリア計画を策定し、女性・若手・シニア従業員に活躍していただける労働環境の整備を実施すべく、従業員向け各種勉強会・セミナーを開催しております。

2. 事業戦略、意思決定に関するリスク

(1) 集中戦略

「西條士別店」では、「Qマート」で販売している生鮮食品の一括仕入、加工、パッケージ等の業務を集中して行っており、「Qマート」各店舗へ供給しております。そのため、「西條士別店」が天災、その他の影響により操業が不可能となった場合、「Qマート」出店地域への食品供給に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクに対し、当社は、自然災害や火災・事故の発生に備え、平時より老朽化したインフラへの投資、施設の定期的な点検等を行っております。また、緊急時に備えた防災訓練を行うとともに、事業継続計画を策定する等、災害や事故を予防し、実際に発生した場合にはその影響を最小限にするための取り組みを行っております。

(2) 特定人物への依存に係るリスクについて

当社代表取締役である西條敬弘は、大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において、重要な役割を果たしております。このため当社では西條敬弘に依存しない体制を作るため、経営体制の強化を図っております。しかし、現状

において、何らかの理由により西條敬弘が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 経営環境に関するリスク

(1) 自然災害

各種災害の発生により、当社店舗、情報システム、更には仕入、物流等に関わるお取引先様に、想定を上回る被害が発生する可能性があります。このようなリスクに対し、当社は、食料品の供給を通じて地域の人々の暮らしや命を守る生活インフラとして、地震や台風等の自然災害が発生した際、お客様や従業員の安全と安心を最優先し、店舗ごとに可能な限り営業を継続しております。また、事業継続性を高めるため、情報システムのバックアップによる災害対策強化、及び仕入、物流のお取引先様の被災に備えた調達先の分散化や多重化といった、サプライチェーン全体の強靱化を図る体制整備も合わせて行っております。

(2) 感染症・伝染病

感染症の影響により社会経済活動の停滞や所得の低下、節約志向の高まりから、営業活動に多大な制約が発生する可能性があります。また当社従業員等の感染によりクラスターが発生し営業継続に支障を生じた場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクに対し、当社では、お客様と従業員の安全を第一に、安心してお買い物をしていただくために衛生管理を徹底しております。

(3) 風評等の影響

当社に対して事実と異なる理解や認識をされる可能性がある悪質な風評が、マスコミ報道・口コミ・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合、ブランドイメージ及び社会的信頼度は低下し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクに対し当社は、適切な情報発信や広報活動を行うことで、風評被害のリスクを最小化するよう努めています。

(4) 競合店等の影響

小売業界は、同業のみならずドラッグストア等の異業種との競争も激化しています。競合店が出店した際には、迅速に対応し、影響度を最小限にとどめる努力を行っておりますが、既存店舗の業績に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクへの対応として、当社は、お客様のニーズの正確な把握と、それに基づく継続的な施策の実行、競合店の動向を考慮した販売商品、サービスによる差別化を通じて、競争力のある出店を進めております。

4. 法令、会計基準等に関するリスク

(1) 法的規制

当社は、「食品表示法」「景品表示法」等の順守に加え、管理責任者による自主点検を行い、適切な品質表示に努めておりますが、万一、販売する商品に問題が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクに対し、当社は、食品表示・衛生管理担当者を設置し、定期的に食品表示調査を実施する等により、当該リスクに対応しております。

(2) 訴訟リスク

当社は、仕入業者、不動産賃貸人、その他の取引先と多種多様な契約を締結しており、これらの関係先と良好な関係を構築するよう努めておりますが、諸事情によりこれら関係先との間で訴訟が生じた場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクに対し、当社は、取引先等とのトラブルを未然に防ぐため、取引先等との契約においては、責任の所在・範囲を明確に規定し、過大な責任を負うことのないよう努めております。また、内部統制の充実やコンプライアンスの強化にも継続的に努めております。さらに、訴訟等が生じた場合にも迅速で的確な対応がとれるよう、弁護士をはじめとした外部専門家に適時適切に相談できる体制を整えております。

(3) 税制改定

消費税率再引上げが将来に行われた場合における個人消費への悪影響が予測される他、軽減税率の廃止、制度変更によりシステム切り替え負担の増加等が発生する可能性があります。このようなリスクに対し、当社は、税制の変更には適切に対応しつつ、当社が獲得できる可能性のある減税措置については、常に情報を取りながら、対応できるように取り組んでおります。また、税制改正に伴うシステム対応については、可能な限り低コストの開発に取り組んでおります。

(4) 労務管理・職場の安全性

当社は組織・人事制度改革、店舗オペレーション改革等を通じて店舗業務の効率化やシステム化推進等により、労務コストの上昇を吸収するべく生産性の向上に取り組んでおります。しかしながら、正社員と非正規社員の均等処遇を目指した法改正等により労務コストが一段と上昇した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクに対し、当社は、店舗従業員に対しての適正人員計画に基づく店舗運営推進のため、作業の標準化、簡素化及び作業オペレーションの効率化を追求しております。

(5) コンプライアンス

役員、従業員等による不祥事の発生や法令等に抵触する事態が発生した場合には、当社の社会的信用の低下や損害賠償金等の追加的な費用が発生する可能性があります。このようなリスクに対し、当社は、社内規程の一つである「コンプライアンス規程」の中に「コンプライアンス基本方針」を定め、それに定めるコンプライアンス行動規範を尊重する企業風土の醸成に努めるとともに、教育・研修の実施に加え、内部通報やお取引先様を対象とした通報窓口の設置による不適正事案の早期発見と法令違反等の未然防止に取り組んでおります。

(6) 情報セキュリティ

当社は、通信ネットワークやコンピュータシステムを使用し、商品の調達や販売、情報共有や業務の効率化など多岐にわたるオペレーションを実施しております。情報セキュリティについては外部からの不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入防止について対策を講じておりますが、自然災害や事故等により甚大な設備の損壊があった場合、また通信回線や電力供給に支障が出た場合、あるいは不正侵入や従業員の過誤による障害が起き業務の遂行に支障をきたした場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報の管理

当社は、お客様へのサービス向上のためのポイントカードを通じお客様の個人情報を保有しております。昨今、世界的なサイバー攻撃、不正アクセス等による情報漏洩、身代金要求等により企業に多大な被害を与えるリスクが増大傾向にあります。システムのトラブルや犯罪行為により個人情報が流出した場合や不正使用等の事態が発生した場合、社会的信用や企業イメージが低下し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクに対し、当社は、「個人情報保護に関する法律」を遵守し、「個人情報保護に関する基本方針」等の適切な整備・運用と従業員への周知により、個人情報の適切な管理に取り組んでおります。

(8) 減損会計の適用

当社は、減損会計適用の対象となる事業資産を所有しております。競争の激化や周辺環境の変化により、保有する資産の時価が著しく低下した場合、もしくは店舗の営業損益が悪化が見られ短期間に回復が見られない場合、減損損失が発生し当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクに対し、当社は、利益を生み出していない資産の改善及び要因を定期的に評価し、適切な管理を実施しております。

5. その他のリスク

(1) 配当政策

当社は、株主に対する利益還元を最重要課題と認識し、設立以来、成長への投資と両立させながら継続的に配当を実施してまいりました。しかしながら、当社の業績が計画どおりに進展しない場合には、配当を実施できない可能性があります。このようなリスクに対し、当社は、お客様のニーズに基づいた適時な設備投資、人材採用のための内部留保の確保ひいては財務体質の強化に重点を置きつつ、経営成績及び財政状態を勘案しながら、期末配当による年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

(2) 担当J-Adviserとの契約

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日現在において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、

両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の（a）から（c）までに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

（a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（b）産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

（c）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- (4) 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - （c）当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- (5) 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- (6) 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的

利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定

- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- (1) 当社又は同社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかった時はJ-Adviser契約を解除することができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、当社及び同社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1か月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。
- (3) J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表の作成に際して採用する重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1【財務諸表等】【注記事項】（重要な会計方針）」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第68期事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

（資産）

当事業年度末における流動資産につきましては、前事業年度末に比べ55,580千円増加し3,041,971千円となりました。これは主に商品が43,644千円、売掛金が14,612千円増加したこと等によります。固定資産につきましては、前事業年度末に比べ54,749千円減少し7,561,933千円となりました。これは主に投資有価証券が42,593千円増加した一方、建物が105,878千円、構築物が7,841千円が減少したことによります。その結果、資産合計につきましては、前事業年度末に比べ830千円増加し10,603,904千円となりました。

（負債）

当事業年度末における流動負債につきましては、前事業年度末に比べ106,433千円減少し2,976,233千円となりました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が88,151千円増加した一方で、短期借入金が100,000千円、リース債務が15,557千円減少したこと等によります。固定負債につきましては、前事業年度末に比べ99,875千円増加し2,560,721千円となりました。これは主に長期借入金が79,595千円、長期預かり敷金保証金が18,720千円増加したこと等によります。その結果、負債合計につきましては、前事業年度末に比べ6,558千円減少し5,536,954千円となりました。

（純資産）

当事業年度末における純資産につきましては、前事業年度末に比べ7,387千円増加し5,066,950千円となりました。これは主に利益剰余金が7,395千円増加したこと等によります。

第69期中間会計期間（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

（資産）

当中間会計期間末における流動資産につきましては、前事業年度末に比べ4,482千円増加し3,046,453千円となりました。これは主に、商品が56,047千円増加した一方で、現金及び預金が39,416千円減少したこと等によります。固定資産につきましては、前事業年度に比べ35,990千円減少し7,525,943千円となりました。これは主に、投資有価証券が35,719千円増加した一方、有形固定資産が72,363千円減少したこと等によります。その結果、資産合計につきましては、前事業年度末に比べ31,507千円減少し10,572,397千円となりました。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債につきましては、前事業年度末に比べ54,998千円増加し3,031,231千円となりました。これは主に、短期借入金が200,000千円増加した一方、買掛金が165,146千円減少したこと等によるものであります。固定負債につきましては、前事業年度末に比べ144,520千円減少し2,416,201千円となりました。これは主に、長期借入金が149,389千円減少したこと等によります。その結果、負債合計につきましては、前事業年度末に比べ89,522千円減少し5,447,432千円となりました。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産につきましては、前事業年度末に比べ58,014千円増加し5,124,964千円となりました。これは主に中間純利益77,261千円の計上による増加及び剰余金の配当による減少19,705千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

経営成績の分析につきましては、「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

(7) 運転資本

上場予定日(2026年6月29日)から12か月間の当社の運転資本は、自己資本により十分に確保されております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第68期事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

当事業年度の設備投資の総額は347,922千円であり、主に店舗設備の入れ替えを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

第69期中間会計期間（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

当中間会計期間の設備投資の総額は72,748千円であり、主に店舗設備の入れ替えを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

なお、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

2026年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容 店舗名	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物及び 構築物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具備品	その他	合計	
本部 (北海道名寄市)	本社	534,037	14,363	644,620 (48,987.82)	2,127	6,496	1,201,643	28 (13)
西條	名寄店	257,159	717	771,218 (14,285.73)	10,719	—	1,039,813	20 (74)
	稚内店	409,866	0	916,030 (14,711.64)	11,328	—	1,337,224	18 (90)
	士別店	227,930	236	186,760 (9,066.68)	8,336	—	423,262	13 (69)
	枝幸店	168,624	0	603,078 (20,466.70)	9,045	—	780,747	10 (47)
BESTOM	東神楽店	448,741	399	277,820 (52,480.04)	13,602	—	740,562	14 (79)
ALTIMALL	東神楽店	943,165	—	608,347 (71,395.45)	101	353	1,551,966	— (—)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価格のうち「その他」は、ソフトウェア、水道施設利用権であります。

3. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は15,356千円であります。

4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の期中平均雇用人員(1日8時間換算)で記載しております。

5. ALTIMALLの従業員数については、現状、近隣店舗の「BESTOM東神楽店」と本部の担当者が兼務しているため、該当なしとしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当中間会計期間末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

経常的な設備の更新のための新設等を除き、重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月1日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	22,520,000	16,890,000	5,630,000	5,630,000	非上場	単元株式数 100株
計	22,520,000	16,890,000	5,630,000	5,630,000	—	—

(注) 2026年3月17日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款変更を行い、2026年3月17日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2018年8月27日	—	5,630,000	△433,500	50,000	—	224,725

(注) 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本政策の機動性及び柔軟性を図るため、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。(減資割合89.66%)

(6) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	9	—	3	—	—	29	41	—
所有株式数(単元)	—	4,940	—	8,720	—	—	43,040	56,300	—
所有株式数の割合(%)	—	8.8	—	15.5	—	—	75.7	100.0	—

(注) 2026年3月17日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款変更を行い、2026年3月17日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,630,000	56,300	
単元未満株式	—	—	
発行済株式総数	5,630,000	—	
総株主の議決権	—	56,300	

(注) 2026年3月17日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款変更を行い、2026年3月17日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要課題として認識し、経営環境を鑑み、業績の推移及び中長期経営計画に基づく財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施するため、期末配当による年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、内部留保資金につきましては、将来の事業展開のための投資に充てることにより、業績の向上に努め、財務体質の強化を図ってまいります。

以上の方針に則り、2025年8月期の剰余金の期末配当につきましては、1株につき3円50銭といたしました。今後の配当につきましても、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2025年11月24日 定時株主総会決議	19,705	3.50

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性8名 女性1名(役員のうち女性の比率11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)	
代表取締役	社長	西條 敬弘	1966年12月19日	1991年4月	(株)北海道拓殖銀行 入社	(注)1	(注)3	903,000
				1996年10月	(有)進厚 取締役(現)			
				1998年3月	小杉産業(株) 入社			
				1999年8月	当社 入社			
				2001年2月	当社 取締役			
				2003年10月	当社 常務取締役			
				2005年10月	(有)祥北信興 代表取締役(現)			
				2005年10月	(有)フォーサイト 取締役(現)			
				2005年11月	当社 取締役副社長			
				2008年11月	当社 代表取締役副社長			
2011年11月	当社 代表取締役社長(現)							
2014年8月	(株)AMUZ 代表取締役(現)							
常務取締役	経営企画室 長兼業務開 発室長兼営 業本部長	木曾 輝範	1962年11月25日	1981年4月	(株)たからや(現(株)國井) 入社	(注)1	(注)3	34,500
				1997年12月	当社 入社			
				2006年11月	当社 取締役経営企画室兼業務開発室長			
				2016年11月	当社 取締役経営企画室長兼業務開発室長 兼営業本部長			
				2018年11月	当社 常務取締役経営企画室兼業務開発室 長兼営業本部長(現)			
取締役	BESTOM東神 楽店長	道塚 進	1961年1月13日	1979年3月	生活協同組合市民生協SM 入社	(注)1	(注)3	6,000
				1981年5月	(株)長崎屋 入社			
				1982年4月	当社 入社			
				2005年11月	当社 取締役第1事業部商品部長			
				2009年10月	当社 取締役営業本部商品部長			
				2016年11月	当社 取締役営業本部商品部長兼専門店事 業部長			
				2018年6月	当社 取締役西條枝幸店長			
2020年5月	当社 取締役BESTOM東神楽店長(現)							
取締役	営業本部商 品部長	安井 則彦	1970年2月19日	1988年3月	当社 入社	(注)1	(注)3	7,000
				2016年11月	当社 取締役営業本部商品部副部長兼食品 関連統括マネージャー			
				2018年6月	当社 取締役営業本部商品部長兼食品関連 統括マネージャー			
				2021年5月	当社 取締役営業本部商品部長(現)			
取締役	西條名寄店長	鶴巻 朋光	1965年6月10日	1988年3月	(株)タナベ経営 入社	(注)1	(注)3	2,000
				1997年3月	当社 入社			
				2016年11月	当社 取締役西條稚内店長			
				2018年4月	当社 取締役BESTOM東神楽店長			
				2020年1月	当社 取締役名西條寄店長			
				2021年10月	当社 取締役西條名寄店長兼稚内店長兼ベ ストホーム稚内店長			
2022年3月	当社 取締役西條名寄店長(現)							
取締役	管理本部長	沖 ともえ	1976年8月10日	1995年3月	当社 入社	(注)1	(注)3	4,500
				2016年11月	当社 管理本部財務経理部長			
				2023年4月	当社 管理本部長			
				2024年11月	当社 取締役管理本部長(現)			
取締役	—	西條 勝則	1968年12月28日	1994年4月	(株)三景 入社	(注)1	(注)3	770,000
				1999年2月	当社 入社			
				2005年10月	(有)祥北信興 取締役(現)			
				2009年11月	当社 取締役経営企画副室長			
				2013年8月	(有)西容商會 代表取締役(現)			
				2015年9月	当社 取締役営業本部商品部商品開発室長			
				2016年11月	当社 取締役管理本部長兼営業本部商品部 商品開発室長			
				2018年9月	当社 非常勤取締役(現)			
				2021年7月	(株)インプレックス 代表取締役(現)			
監査役	—	野呂 聡史	1983年4月14日	2007年4月	出水興産(株) 入社	(注)2	(注)3	—
				2015年4月	(株)レーザーシステム 入社			
				2017年9月	(株)ファーストコネク 入社			
				2019年1月	(株)キットアライブ 入社			
				2019年11月	北海道歯科産業(株) 入社			
				2024年1月	(株)ノース・リーブ 設立			
				2025年6月	同社 代表取締役 就任(現) 当社 監査役(現)			

監査役	—	遠藤 光晴	1962年12月25日	1985年4月	㈱北海道拓殖銀行 入社	(注) 2	—	—
				1998年11月	㈱北洋銀行 入社			
				2016年7月	旭川トヨタ自動車㈱ 出向			
				2017年4月	同社 経理部長			
				2017年10月	旭川トヨタ自動車㈱へ転籍			
				2022年12月	同社 管理部(現)			
2025年11月	当社 監査役(現)							
計							1,727,000	

- (注) 1. 取締役の任期は、2026年3月17日開催の臨時株主総会決議での選任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2026年3月17日開催の臨時株主総会決議での選任後、4年以内に終了する最後の期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025年8月期における役員報酬の総額は26,980千円を支給しております。
4. 監査役野呂聡史、遠藤光晴は、社外監査役であります。

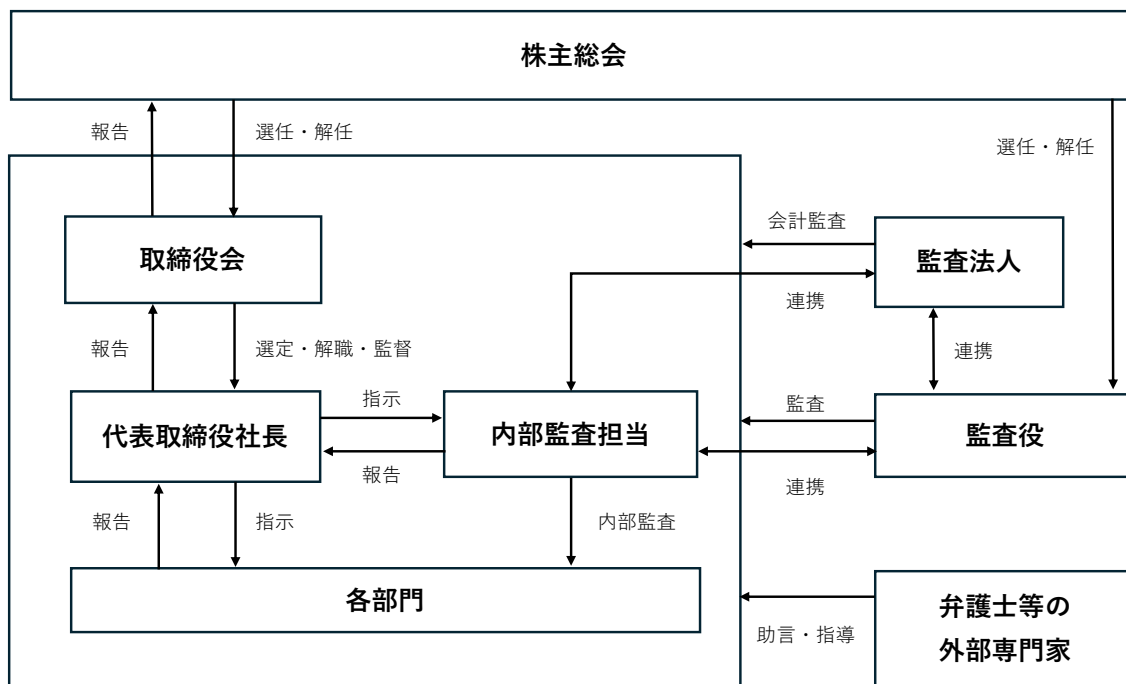
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上を目指しており、コーポレート・ガバナンスの強化は不可欠であると認識しております。そのため、コンプライアンスを重視した企業経営を促進し、業務運営の効率化及びリスク管理の徹底等、内部管理体制の強化に努めてまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりであります。



② 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

a 取締役会

取締役会は、取締役7名で構成し、原則として1か月に1回開催し、緊急の場合には臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規程その他社内規程に従い、重要な意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

b 監査役

当社は監査役制度を採用しており、監査役2名で構成し、監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

c 監査法人

当社は瑞輝監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年8月期において監査を執行した公認会計士は大浦崇志、石橋慶太の2名であり、いずれも継続監査年数は1年であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

d 内部監査

当社の内部監査は、管理本部及び営業本部ごとに直接社長に任命された内部監査担当者2名により実施しております。内部監査担当者は、それぞれ異なる部門に所属しており、クロス監査を実施しており、内部監査規程に基づき、経営の合理化及び諸能率及び不正・過誤の防止等について定期的に監査を実施しております。内部監査の結果は、代表取締役社長に報告されるとともに、必要に応じて、被監査部門に改善指示を行い、改善状況のモニタリングを実施しております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 社外取締役及び社外監査役との関係について

当社では、社外監査役を2名選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外取締役及び社外監査役の選任に当たり、会社法上の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣からの独立した立場で、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。同氏と当社との間に人的関係・資本的關係又は取引関係その他の利害関係は有していません。

なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運営されていることを踏まえ、社外取締役を設置していません。今後、経営における社外取締役の役割について十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行います。

⑤ 役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	26,440	26,400	—	40	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	540	540	—	—	1
計	26,980	26,940	—	40	4

⑥ 定款で定めた取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分審議した上で意思決定を行うこととしております。

⑩ 株式の保有状況

a 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式の保有にあたり、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を受けることを目的とする純投資目的である投資株式、それ以外の目的で投資する政策保有株式とに区分しております。

b 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- (a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

中長期的視点から、各企業との信頼関係及び取引関係の維持・強化により、当社の企業価値向上に資すると判断する場合には、政策保有株式を保有する方針です。また、保有の適否は保有意義の再確認、取引状況、保有に伴う便益等を定期的に精査の上、判断していきます。

- (b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	500
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価 額の合計額(千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	5,000

- c 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外 の株式	2	591	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	△104

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
発行者	12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模・監査日数等を勘案し、監査役の同意を得て監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2024年9月1日から2025年8月31日まで)の財務諸表について、瑞輝監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日まで)の中間財務諸表について、瑞輝監査法人による期中レビューを受けております。

4. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	879,409	873,393
売掛金	※1 211,070	※1 225,682
商品	1,830,260	1,873,904
貯蔵品	20,332	22,756
前渡金	3,422	576
前払費用	21,483	26,344
その他	20,411	19,313
流動資産合計	2,986,391	3,041,971
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,753,056	12,845,214
減価償却累計額	△9,448,266	△9,646,303
建物(純額)	※3 3,304,789	※3 3,198,911
構築物	923,131	923,131
減価償却累計額	△856,797	△864,639
構築物(純額)	66,333	58,492
機械装置	170,518	170,518
減価償却累計額	△155,495	△159,125
機械装置(純額)	15,023	11,393
車両運搬具	62,705	62,135
減価償却累計額	△58,259	△59,239
車両運搬具(純額)	4,445	2,896
工具器具備品	1,432,623	1,479,365
減価償却累計額	△1,330,682	△1,381,287
工具器具備品(純額)	101,941	98,078
土地	※3 3,408,054	※3 3,408,054
建設仮勘定	—	115
有形固定資産合計	6,900,588	6,777,940
無形固定資産		
借地権	24,603	24,603
ソフトウェア	4,349	2,387
その他	6,418	6,330
無形固定資産合計	35,372	33,321
投資その他の資産		
投資有価証券	195,346	237,939
出資金	353	323
長期貸付金	1,895	1,933
長期前払費用	2,061	1,451
保険積立金	91,683	73,535
敷金及び保証金	238,490	246,223
繰延税金資産	144,666	187,171
その他	6,226	2,093
投資その他の資産合計	680,721	750,670
固定資産合計	7,616,682	7,561,933
資産合計	10,603,074	10,603,904

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
流動負債		
買掛金	1,055,475	1,029,249
短期借入金	※2 1,000,000	※2 900,000
1年内返済予定の長期借入金	※3 405,564	※3 493,715
リース債務	20,218	4,661
未払金	260,645	265,442
未払費用	55,188	56,034
未払法人税等	32,305	16,545
前受金	19,785	23,868
預り金	51,051	56,108
賞与引当金	27,000	26,000
その他	※1 155,432	※1 104,608
流動負債合計	3,082,666	2,976,233
固定負債		
長期借入金	※3 2,105,349	※3 2,184,944
リース債務	4,661	—
役員退職慰労引当金	85,606	90,690
資産除去債務	82,250	83,849
長期預り敷金保証金	180,930	199,650
その他	2,048	1,587
固定負債合計	2,460,846	2,560,721
負債合計	5,543,512	5,536,954
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	224,725	224,725
その他資本剰余金	433,500	433,500
資本剰余金合計	658,225	658,225
利益剰余金		
利益準備金	55,160	55,160
その他利益剰余金		
別途積立金	4,100,000	4,100,000
繰越利益剰余金	196,074	203,469
利益剰余金合計	4,351,234	4,358,629
株主資本合計	5,059,459	5,066,854
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	103	95
評価・換算差額等合計	103	95
純資産合計	5,059,562	5,066,950
負債純資産合計	10,603,074	10,603,904

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		833,977
売掛金		203,730
商品		1,929,951
貯蔵品		22,165
前渡金		4,258
前払費用		32,382
その他		19,988
流動資産合計		3,046,453
固定資産		
有形固定資産		
建物		12,871,983
減価償却累計額		△9,755,944
建物(純額)		3,116,039
構築物		923,131
減価償却累計額		△868,567
構築物(純額)		54,564
機械装置		171,796
減価償却累計額		△160,585
機械装置(純額)		11,210
車両運搬具		65,338
減価償却累計額		△60,831
車両運搬具(純額)		4,506
工具器具備品		1,505,832
減価償却累計額		△1,394,629
工具器具備品(純額)		111,203
土地		3,408,054
有形固定資産合計		6,705,577
無形固定資産		
借地権		24,603
ソフトウェア		6,296
その他		6,286
無形固定資産合計		37,186
投資その他の資産		
投資有価証券		273,718
出資金		323
長期貸付金		549
長期前払費用		3,834
保険積立金		73,850
敷金及び保証金		241,853
繰延税金資産		186,932
その他		2,119
投資その他の資産合計		783,180
固定資産合計		7,525,943
資産合計		10,572,397

(単位：千円)

当中間会計期間
(2026年2月28日)

流動負債	
買掛金	864,103
短期借入金	1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	495,416
未払金	154,799
未払費用	113,583
未払法人税等	43,755
前受金	17,827
預り金	79,979
賞与引当金	26,000
その他	135,766
流動負債合計	3,031,231
固定負債	
長期借入金	2,035,555
役員退職慰労引当金	93,307
資産除去債務	84,674
長期預り敷金保証金	201,242
その他	1,421
固定負債合計	2,416,201
負債合計	5,447,432
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
資本剰余金	
資本準備金	224,725
その他資本剰余金	433,500
資本剰余金合計	658,225
利益剰余金	
利益準備金	55,160
その他利益剰余金	
別途積立金	4,100,000
繰越利益剰余金	261,025
利益剰余金合計	4,416,185
株主資本合計	5,124,410
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	554
評価・換算差額等合計	554
純資産合計	5,124,964
負債純資産合計	10,572,397

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)		当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)	
売上高	※1	14,450,040	※1	14,442,129
売上原価				
商品期首棚卸高		1,819,493		1,830,260
当期商品仕入高		11,298,485		11,320,172
合計		13,117,979		13,150,433
商品期末棚卸高	※2	1,830,260	※2	1,873,904
商品売上原価		11,287,718		11,276,529
売上総利益		3,162,321		3,165,599
営業収入				
不動産賃貸収入		111,276		134,096
その他の営業収入		398,523		426,666
営業収入合計		509,799		560,762
営業総利益		3,672,120		3,726,362
販売費及び一般管理費				
給与手当		1,433,964		1,475,796
水道光熱費		523,863		531,234
減価償却費		276,680		307,763
賞与引当金繰入額		27,000		26,000
退職給付費用		8,812		8,492
役員退職慰労引当金繰入額		4,890		5,084
その他		1,284,831		1,288,934
販売費及び一般管理費合計		3,560,042		3,643,306
営業利益		112,078		83,056
営業外収益				
受取利息及び配当金		10,266		12,224
太陽光売電収入		24,869		23,605
為替差益		—		887
受取保険金		—		14,493
社宅家賃収入		9,334		9,236
仕入割引		30,021		28,694
受取手数料		15,363		15,087
雑収入		45,559		45,121
営業外収益合計		135,415		149,351
営業外費用				
支払利息		21,851		36,073
為替差損		3,706		—
太陽光売電原価		7,578		7,114
支払賃料		14,852		15,356
雑損失		7,584		2,438
営業外費用合計		55,573		60,982
経常利益		191,919		171,424
特別利益				
固定資産売却益	※3	182	※3	92
補助金収入		—		20,000
特別利益合計		182		20,092
特別損失				
固定資産除却損	※4	375	※4	11
減損損失	※5	3,045	※5	140,485
固定資産圧縮損		—	※6	20,000
特別損失合計		3,421		160,497

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
税引前当期純利益	188,680	31,019
法人税、住民税及び事業税	58,910	46,420
法人税等調整額	1,201	△42,501
法人税等合計	60,111	3,919
当期純利益	128,569	27,100

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
売上高	7,173,003
売上原価	
商品期首棚卸高	1,873,904
当期商品仕入高	5,592,903
合計	7,466,808
商品期末棚卸高	1,929,951
商品売上原価	5,536,856
売上総利益	1,636,146
営業収入	
不動産賃貸収入	69,591
その他の営業収入	221,578
営業収入合計	291,170
営業総利益	1,927,316
販売費及び一般管理費	
給与手当	770,584
減価償却費	139,780
賞与引当金繰入額	26,000
退職給付費用	3,940
役員退職慰労引当金繰入額	2,616
その他	905,112
販売費及び一般管理費合計	1,848,033
営業利益	79,283
営業外収益	
受取利息及び配当金	7,361
雑収入	66,334
営業外収益合計	73,696
営業外費用	
支払利息	20,281
支払賃料	7,510
雑損失	3,476
営業外費用合計	31,268
経常利益	121,711
特別損失	
固定資産除却損	33
特別損失合計	33
税引前中間純利益	121,678
法人税等	44,417
中間純利益	77,261

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 8 月 31 日）

（単位：千円）

	資本金	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	224,725	433,500	658,225	55,160	4,100,000	87,210	4,242,370
当期変動額								
剰余金の配当							△19,705	△19,705
当期純利益							128,569	128,569
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	108,864	108,864
当期末残高	50,000	224,725	433,500	658,225	55,160	4,100,000	196,074	4,351,234

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,950,595	58	58	4,950,653
当期変動額				
剰余金の配当	△19,705			△19,705
当期純利益	128,569			128,569
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		44	44	44
当期変動額合計	108,864	44	44	108,908
当期末残高	5,059,459	103	103	5,059,562

当事業年度（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 8 月 31 日）

（単位：千円）

	資本金	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余 金	資本剰 余金合 計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計
別途積立 金	繰越利益 剰余金							
当期首残高	50,000	224,725	433,500	658,225	55,160	4,100,000	196,074	4,351,234
当期変動額								
剰余金の配当							△19,705	△19,705
当期純利益							27,100	27,100
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	7,395	7,395
当期末残高	50,000	224,725	433,500	658,225	55,160	4,100,000	203,469	4,358,629

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,059,459	103	103	5,059,562
当期変動額				
剰余金の配当	△19,705			△19,705
当期純利益	27,100			27,100
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）		△7	△7	△7
当期変動額合計	7,395	△7	△7	7,387
当期末残高	5,066,854	95	95	5,066,950

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	188,680	31,019
減価償却費	281,290	311,393
減損損失	3,045	140,485
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△37	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,000	△1,000
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	4,890	5,084
受取利息及び配当金	△10,266	△12,224
為替差損益 (△は益)	3,706	△887
受取保険金	—	△14,493
支払利息	21,851	36,073
固定資産売却損益 (△は益)	△182	△92
固定資産除却損	375	11
補助金収入	—	△20,000
固定資産圧縮損	—	20,000
売上債権の増減額 (△は増加)	△28,814	△14,612
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△11,098	△46,067
その他の資産の増減額 (△は増加)	△1,357	449
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,710	△26,225
未払金の増減額 (△は減少)	63,670	4,796
その他の負債の増減額 (△は減少)	11,512	△39,700
小計	534,976	374,011
利息及び配当金の受取額	6,109	5,888
利息の支払額	△21,851	△36,073
保険金の受取額	—	35,978
法人税等の支払額	△59,149	△62,180
営業活動によるキャッシュ・フロー	460,083	317,623
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	10,000	—
保険積立金の積み立てによる支出	△33,220	△3,336
投資有価証券の取得による支出	△50,048	△40,380
投資有価証券の償還による収入	101,000	5,000
有形固定資産の取得による支出	△279,019	△347,922
有形固定資産の売却による収入	182	92
無形固定資産の取得による支出	△2,500	—
敷金及び保証金の差入による支出	△98	△8,088
敷金及び保証金の回収による収入	6,523	355
預り保証金の償還による支出	△4,829	△825
預り保証金の受入による収入	879	19,544
補助金による収入	—	20,000
その他	179	4,098
投資活動によるキャッシュ・フロー	△250,952	△351,462
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	△100,000
長期借入れによる収入	400,000	620,000
長期借入金の返済による支出	△428,969	△452,254
リース債務の返済による支出	△20,697	△20,218
配当金の支払額	△19,705	△19,705
財務活動によるキャッシュ・フロー	△69,371	27,822
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	139,759	△6,016
現金及び現金同等物の期首残高	739,649	879,409
現金及び現金同等物の当期末残高	※ 879,409	※ 873,393

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	121,678
減価償却費	141,240
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	2,616
受取利息及び配当金	△7,361
為替差損益(△は益)	△10,343
支払利息	20,281
固定資産除却損	33
売上債権の増減額(△は増加)	21,952
棚卸資産の増減額(△は増加)	△55,455
その他の資産の増減額(△は増加)	△12,778
仕入債務の増減額(△は減少)	△165,146
未払金の増減額(△は減少)	△110,642
その他の負債の増減額(△は減少)	107,196
小計	53,270
利息及び配当金の受取額	3,817
利息の支払額	△20,281
法人税等の支払額	△17,206
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△21,193
有形固定資産の取得による支出	△67,748
無形固定資産の取得による支出	△5,000
敷金及び保証金の差入による支出	△224
敷金及び保証金の回収による収入	4,595
預り保証金の償還による支出	△197
預り保証金の受入による収入	1,789
その他	1,016
投資活動によるキャッシュ・フロー	△86,962
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	200,000
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	△247,688
リース債務の返済による支出	△4,661
配当金の支払額	△19,705
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,945
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△39,415
現金及び現金同等物の期首残高	873,393
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 833,977

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

売価還元法による低価法を採用しております。ただし、生鮮品は最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～39年
構築物	10～45年
機械装置	12～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建有価証券（その他有価証券）の評価は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に商品販売によるものであり、これらの商品の販売は、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(2) 商品券に係る収益認識

当社は、発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

(3) 電子マネーに係る収益認識

当社は、電子マネーに入金された時点で履行義務として識別し、商品を引き渡した時点で収益を認識しております。電子マネーの未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(店舗に係る減損の兆候の判定及び割引前将来キャッシュ・フローの見積り)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	6,900,588千円	6,777,940千円
無形固定資産	35,372千円	33,321千円
減損損失	3,045千円	140,485千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。

本社費等を配賦した後の店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているか、あるいはマイナスとなる見込みである場合、又は店舗固定資産の時価が著しく下落した場合等に当該店舗における資産グループに減損の兆候があるものと判断しております。

減損の兆候が認められた店舗については、本社費等を配賦した後の資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とその帳簿価額との比較を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの回収可能価額は、不動産鑑定評価額等に基づく正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額により測定しており、本社費等を配賦した後の割引前将来キャッシュ・フローがマイナスの場合は、回収可能価額を零として評価しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りににおける主要な仮定は、各店舗の過去実績を基礎とした上で、決算時点で入手可能な取締役会において承認された事業計画等の情報を考慮して設定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積り期間は、主要な資産が土地の場合は20年、主要な資産が土地以外の場合は主要な資産の経済的残存使用年数を見積り期間としております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定は、当社を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるほか、自然災害や感染症をはじめとした予測困難な事象の発生に影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度の財務諸表において、新たに減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採用入れるのではなく、主要な定めのみを採用入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年8月期の期首から適用いたします。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 売掛金に含まれる顧客との契約から生じた債権及び流動負債のその他に含まれる契約負債の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報」に記載しております。

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	1,000,000 〃	900,000 〃
差引額	1,100,000千円	1,100,000千円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
建物	3,031,806千円	2,914,945千円
土地	2,814,921 〃	2,803,317 〃
合計	5,846,008千円	5,718,262千円

担保付債務は次のとおりであります

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	189,012千円	209,052千円
長期借入金	1,012,650 〃	895,248 〃
合計	1,201,662千円	1,104,300千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末商品棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が含まれております。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
	34,491千円	21,123千円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
車両運搬具	182千円	92千円
合計	182千円	92千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
建物	375千円	11千円
車両運搬具	— "	0 "
工具、器具及び備品	0 "	0 "
合計	375千円	11千円

※5 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	地域	物件数	金額（千円）
店舗	建物、工具、器具及び備品	道北地域	2	3,045
		合計	2	3,045

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又はマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額

種類	金額（千円）
建物	2,311
工具、器具及び備品	733
合計	3,045

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定しております。
使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額を零として評価しております。

当事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	地域	物件数	金額（千円）
店舗	建物、工具、器具及び備品	道北地域	1	140,485
		合計	1	140,485

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又はマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額

種類	金額（千円）
建物	37,064
工具、器具及び備品	103,421
合計	140,485

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定しております。
使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額を零として評価しております。

※6 固定資産圧縮損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
建物	—千円	4,900千円
工具、器具及び備品	— "	15,100 "
合計	—千円	20,000千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,630,000	—	—	5,630,000
合計	5,630,000	—	—	5,630,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月24日 定時株主総会	普通株式	19,705	3.50	2023年8月31日	2023年11月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総 額(千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月26日 定時株主総会	普通株式	19,705	利益剰余金	3.50	2024年8月31日	2024年11月26日

当事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,630,000	—	—	5,630,000
合計	5,630,000	—	—	5,630,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
2024年11月26日 定時株主総会	普通株式	19,705	3.50	2024年8月31日	2024年11月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総 額（千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月24日 定時株主総会	普通株式	19,705	利益剰余金	3.50	2025年8月31日	2025年11月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金	879,409千円	873,393千円
現金及び現金同等物	879,409千円	873,393千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に小売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客及びクレジット会社の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主として満期保有目的の円貨建及び外貨建債券、株式及び投資信託であり、為替相場の変動リスク、市場価格の変動リスク、発行体の信用リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

短期借入金及び長期借入金は、主に営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。なお、長期借入金の償還日は最長で決算日後22年であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年8月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
満期保有目的の債券	177,931	176,726	△1,205
その他有価証券	11,914	11,914	—
資産計	189,846	188,641	△1,205
長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,510,913	2,493,282	△17,630
負債計	2,510,913	2,493,282	△17,630

当事業年度（2025年8月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
満期保有目的の債券	217,849	203,325	△14,524
その他有価証券	19,589	19,589	—
資産計	237,439	229,215	△14,524
長期借入金	2,678,659	2,645,675	△32,983
負債計	2,678,659	2,645,675	△32,983

(※1)「現金及び預金」は注記を省略しており、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、「投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
非上場株式	5,500	500

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2024年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	879,409	—	—	—
売掛金	211,070	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	48,511	26,784	30,000
国債	—	—	—	72,635
合計	1,090,480	48,511	26,784	102,635

当事業年度 (2025年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	873,393	—	—	—
売掛金	225,682	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	5,000	53,820	27,487	52,835
国債	—	—	—	78,706
合計	1,104,076	53,820	27,487	131,541

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2024年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	405,564	373,940	354,972	331,006	299,060	746,371
合計	405,564	373,940	354,972	331,006	299,060	746,371

当事業年度 (2025年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	493,715	472,347	444,571	402,605	247,716	617,705
合計	493,715	472,347	444,571	402,605	247,716	617,705

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	474	11,439	—	11,914
資産計	474	11,439	—	11,914

当事業年度（2025年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	591	18,997	—	19,589
資産計	591	18,997	—	19,589

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	176,726	—	176,726
資産計	—	176,726	—	176,726
長期借入金	—	2,493,282	—	2,493,282
負債計	—	2,493,282	—	2,493,282

当事業年度（2025年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	203,325	—	203,325
資産計	—	203,325	—	203,325
長期借入金	—	2,645,675	—	2,645,675
負債計	—	2,645,675	—	2,645,675

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、社債は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

負債

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度 (2024年 8月31日)

		貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	32,798	33,066	267
	(3) その他	—	—	—
	小計	32,798	33,066	267
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 国債・地方債等	72,635	72,039	△596
	(2) 社債	72,497	71,620	△876
	(3) その他	—	—	—
	小計	145,132	143,659	△1,472
合計		177,931	176,726	△1,205

当事業年度 (2025年 8月31日)

		貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	72,368	73,078	709
	(3) その他	—	—	—
	小計	72,368	73,078	709
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 国債・地方債等	78,706	66,682	△12,024
	(2) 社債	66,774	63,564	△3,209
	(3) その他	—	—	—
	小計	145,480	130,246	△15,233
合計		217,849	203,325	△14,524

2. その他有価証券

前事業年度（2024年8月31日）

		貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	10,334	9,972	362
	小計	10,334	9,972	362
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	474	600	△125
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,105	1,157	△52
	小計	1,580	1,757	△177
合計		11,914	11,729	184

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 5,500 千円）については、市場価格のない株式等であることから、上表に含めておりません。

当事業年度（2025年8月31日）

		貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	11,632	11,083	549
	小計	11,632	11,083	549
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	591	696	△104
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	7,365	7,664	△298
	小計	7,957	8,360	△403
合計		19,589	19,444	145

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 500 千円）については、市場価格のない株式等であることから、上表に含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
繰延税金資産		
減損損失	387,944千円	433,178千円
棚卸資産評価損	46,174 "	53,411 "
役員退職慰労引当金	29,328 "	31,838 "
資産除去債務	28,179 "	29,437 "
賞与引当金	9,250 "	8,907 "
減価償却費	3,570 "	3,580 "
金融商品会計による差額	1,697 "	1,524 "
その他	9,189 "	8,142 "
繰延税金資産小計	515,334千円	570,021千円
評価性引当額	△362,642 "	△373,951 "
繰延税金資産合計	152,692千円	196,069千円
繰延税金負債		
資産除去債務	△2,229千円	△2,192千円
金融商品会計による差額	△2,642 "	△3,048 "
その他有価証券評価差額金	△53 "	△49 "
その他	△3,101 "	△3,608 "
繰延税金負債合計	△8,026千円	△8,898千円
繰延税金資産の純額	144,666千円	187,171千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
法定実効税率	34.2 %	34.2 %
(調整)		
住民税均等割	2.0 "	12.2 "
中小法人税率	△0.4 "	△2.5 "
税額控除	△5.1 "	△24.0 "
評価性引当額の増減	1.0 "	7.3 "
税率変更による繰延税金資産の増額修正	—	△8.3 "
その他	0.0 "	△6.3 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.9 %	12.6 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い2026年9月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.2%から35.1%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産は2,581千円の増加及び法人税等調整額は2,581千円減少しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年～39年と見積り、割引率は0.0%～5.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
期首残高	80,702千円	82,250千円
時の経過に伴う調整額	1,548 "	1,598 "
期末残高	82,250千円	83,849千円

(賃貸不動産等関係)

当社では、北海道その他の地域において、賃貸用等の土地及び建物を有しております。

2024年8月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は65,837千円(賃貸収益は営業収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

2025年8月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は88,028千円(賃貸収益は営業収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
貸借対照表計上額	期首残高	853,038	1,031,524
	期中増減額	178,485	△33,525
	期末残高	1,031,524	997,998
期末時価		517,318	625,021

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 期中増減額のうち、前事業年度の主な増加額は賃貸不動産の設備投資208,370千円、主な減少額は減価償却費29,885千円であります。また、当事業年度の主な減少額は減価償却費33,668千円であります。

3 期末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は小売事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
小売事業売上高	14,450,040	14,442,129
その他	398,523	426,666
顧客との契約から生じる収益	14,848,563	14,868,795
その他の収益(注)	111,276	134,096
外部顧客への売上高及び営業収入	14,959,839	15,002,892

(注) その他の収益は、不動産賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「〔注記事項〕 (重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	182,255	211,070
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	211,070	225,682
契約負債(期首残高)	104,423	100,376
契約負債(期末残高)	100,376	97,898

顧客との契約から生じた債権は、主に顧客が利用した電子マネー決済並びにクレジットカード決済により生じた売掛金であります。

契約負債は、貸借対照表上、「流動負債のその他」に計上しております。契約負債は、当社が付与したポイント及び発行した商品券、電子マネーのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、63,791千円であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、62,141千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格について、当社はポイント・商品券・電子マネー等の実際の利用に応じて収益を認識しております。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
1年内	61,778	61,480
1年超2年以内	14,358	13,729
2年超	24,239	22,688

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023年9月1日至 2024年8月31日)及び当事業年度(自 2024年9月1日至 2025年8月31日)

当社は、生鮮食料品を中心に一般食料品及びファミリー衣料品を販売の主体とする小売事業及びこれらの付帯業務を営んでおりますが、小売事業以外の事業の重要性が乏しいと考えられるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

当社は、生鮮食料品を中心に一般食料品及びファミリー衣料品を販売の主体とする小売事業及びこれらの付帯業務を営んでおりますが、小売事業以外の事業の重要性が乏しいと考えられるため記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

当社は、生鮮食料品を中心に一般食料品及びファミリー衣料品を販売の主体とする小売事業及びこれらの付帯業務を営んでおりますが、小売事業以外の事業の重要性が乏しいと考えられるため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

種類	会社等の氏名又は名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	西條敬弘	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 16.0	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)1	1,425,714	—	—
役員及び主要株主	西條敬弘	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 16.0	債務被保証	仕入債務に対する債務被保証(注)2	2,164	—	—

(注) 1. 銀行借入に対して債務保証を受けております。

また、上記取引金額には当該債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 仕入債務に対して債務保証を受けております。

また、上記取引金額には当該債務保証を受けている仕入債務の期末残高を記載しております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません

当事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

種類	会社等の氏名又は名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	西條敬弘	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 16.0	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)1	1,278,266	—	—
役員及び主要株主	西條敬弘	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 16.0	債務被保証	仕入債務に対する債務被保証(注)2	1,302	—	—

(注) 1. 銀行借入に対して債務保証を受けております。

また、上記取引金額には当該債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 仕入債務に対して債務保証を受けております。

また、上記取引金額には当該債務保証を受けている仕入債務の期末残高を記載しております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり純資産額	898.68円	899.99円
1株当たり当期純利益	22.84円	4.81円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式が存在しないため、記載 していません。	潜在株式が存在しないため、記載 していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	128,569	27,100
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株主に係る当期純利益(千円)	128,569	27,100
普通株式の期中平均株式数(株)	5,630,000	5,630,000

(重要な後発事象)

(単元株制度の採用)

当社は、2026年3月17日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、2026年3月17日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。内容は次のとおりです。

(1) 単元株制度採用の目的

当社の中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するためです。

(2) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

当社の税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
2025年11月24日 定時株主総会	普通株式	19,705	3.50	2025年8月31日	2025年11月25日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	833,977千円
現金及び現金同等物	833,977千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

当社は、生鮮食料品を中心に一般食料品及びファミリー衣料品を販売の主体とする小売事業及びこれらの付帯業務を営んでおりますが、小売事業以外の事業の重要性が乏しいと考えられるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は小売事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
小売事業売上高	7,173,003
その他	221,578
顧客との契約から生じる収益	7,394,581
その他の収益 (注)	69,591
外部顧客への売上高及び営業収入	7,464,173

(注) その他の収益は、不動産賃貸収入であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり中間純利益	13.72円
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	77,261
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株主に係る中間純利益(千円)	77,261
普通株式の期中平均株式数(株)	5,630,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(単元株制度の採用)

当社は、2026年3月17日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、2026年3月17日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。内容は次のとおりです。

(1) 単元株制度採用の目的

当社の中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するためです。

(2) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (千円)
		(株)メルカリ	200	500
		楽天グループ(株)	100	91
		その他(2銘柄)	60	500
計			360	1,091

【債券】

銘柄			券面金額	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	GSグローバルターゲット社債 投資信託	9,945千円	10,530
	満期保有 目的の債 券	第5回 ソフトバンクグループ 劣後債(利払繰延・期限前償 還)	30,000千円	30,000
		3回 ソフトバンクグループ劣 後社債	5,000千円	5,000
		第26回 ルノー円貨社債	5,000千円	5,000
		第65回ソフトバンクグループ株 式会社無担保社債	9,000千円	9,000
		ソフトバンクグループ	200千米ドル	29,682
		トヨタモータークレジットコー ポレーション 米ドル建債券	69千米ドル	10,138
		米国国債	890千米ドル	58,227
		ソフトバンクグループ	200千米ドル	27,487
		US TBストリップス	310千米ドル	20,479
		モルガン・スタンレー 米ドル 建てゼロクーポン債	300千米ドル	22,835
計				228,379

【その他】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	投資口数(口)	貸借対照表計上額 (千円)
		(信託受益権証券) 野村外貨MMF US マ ネーマーケット フ ァンド	750,177	1,102
		アレス ストラテジ ックインカムベイ	500	7,365
計			750,677	8,467

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	12,753,056	156,178	64,020 (37,064)	12,845,214	9,646,303	219,324	3,198,911
構築物	923,131	—	—	923,131	864,639	7,841	58,492
機械装置	170,518	—	—	170,518	159,125	3,630	11,393
車両運搬具	62,705	3,803	4,374	62,135	59,239	5,353	2,896
工具、器具及び備品	1,432,623	187,824	141,082 (103,421)	1,479,365	1,381,287	73,165	98,078
土地	3,408,054	—	—	3,408,054	—	—	3,408,054
建設仮勘定	—	115	—	115	—	—	115
有形固定資産計	18,750,090	347,922	209,476 (140,485)	18,888,535	12,110,595	309,316	6,777,940
無形固定資産							
借地権	24,603	—	—	24,603	—	—	24,603
ソフトウェア	15,893	—	—	15,893	13,506	1,962	2,387
その他	7,259	—	—	7,259	928	88	6,330
無形固定資産計	47,756	—	—	47,756	14,435	2,051	33,321
長期前払費用	2,061	25,020	25,630	1,451	—	—	1,451

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	BESTOM中富良野店	39,791千円
	枝幸店	39,610 〃
	ベストホーム名寄店	32,498 〃
	稚内店	12,983 〃
工具、器具及び備品	BESTOM中富良野店	141,413 〃
	ベストホーム名寄店	32,141 〃

2. 当期減少額の内 () 内は内書きで、減損損失の計上額であります。

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	枝幸店	11,339千円
工具、器具及び備品	BESTOM中富良野店	21,286 〃

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,000,000	900,000	0.95	—
1年以内に返済予定の長期借入金	405,564	493,715	1.07	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	2,105,349	2,184,944	1.07	2027年～2047年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	4,661	—	—	—
合計	3,515,574	3,578,659		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

- リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
- 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	472,347	444,571	402,605	247,716

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	27,000	26,000	27,000	—	26,000
役員退職慰労引当金	85,606	5,084	—	—	90,690

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	341,308
預金	
当座預金	1,701
普通預金	523,383
定期積金	7,000
小計	532,085
合計	873,393

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)ジェーシービー	72,310
三菱UFJニコス(株)	34,939
楽天カード(株)	18,730
イオンクレジットサービス(株)	17,891
楽天ペイメント(株)	15,911
その他	65,899
合計	225,682

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B) 365
211,070	4,364,090	4,349,477	225,682	95.07	18.26

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ. 商品

品名	金額 (千円)
青果	13,903
鮮魚	14,287
精肉	18,043
惣菜	6,321
日配品	41,590
一般食品	113,734
菓子	50,039
酒・飲料	93,864
家庭雑貨	159,972
飲食	4,472
食料品小計	516,229
服飾	166,338
婦人・専門店	89,764
紳士	82,038
子供・インナー実用	175,654
住居関連	581,321
文具玩具他	219,283
衣料住関連品小計	1,314,401
その他	43,273
合計	1,873,904

ニ. 貯蔵品

品目	金額 (千円)
事務用品	22,756
合計	22,756

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
国分北海道㈱	158,098
㈱キョクイチ	75,655
三菱食品㈱	66,342
東日本サービス㈱	27,461
㈱あらた	26,076
その他	675,616
合計	1,029,249

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年8月31日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	保有株式数に応じて、当社運営店舗（テナントを除く）を対象とした値引券を進呈しております。

(注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利

(3) 株主の有する株式数に基づく募集株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年 12月25日	西條 元彦	東京都世田谷区	—	西條 知加子	北海道名寄市	特別利害関係者等（当社の代表取締役の配偶者、大株主上位10名）	10,000	—	生前贈与による
2023年 12月25日	西條 元彦	東京都世田谷区	—	西條 礼美	北海道名寄市	特別利害関係者等（当社の代表取締役の二親等内の血族、大株主上位10名）	10,000	—	同上
2023年 12月25日	西條 貞伸	北海道旭川市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	西條 明悦	北海道旭川市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	49,600	—	同上
2023年 12月25日	西條 貞伸	北海道旭川市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	西條 裕正	北海道旭川市	—	49,600	—	同上
2024年 12月25日	西條 元彦	東京都世田谷区	—	西條 礼美	北海道名寄市	特別利害関係者等（当社の代表取締役の二親等内の血族）	10,000	—	同上
2024年 12月25日	西條 元彦	東京都世田谷区	—	西條 領真	北海道名寄市	特別利害関係者等（当社の代表取締役の二親等内の血族、大株主上位10名）	10,000	—	同上
2024年 12月25日	西條 貞伸	北海道旭川市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	西條 明悦	北海道旭川市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	35,900	—	同上

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2025年12月25日	西條 貞伸	北海道旭川市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	西條 明悦	北海道旭川市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	41,000	—	同上
2026年4月23日	西條 裕正	北海道旭川市	—	西條 明悦	北海道札幌市西区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	31,000	—	同上
2026年4月27日	役員持株会 理事長 安井 則彦	北海道名寄市西三条南6丁目25-1	特別利害関係者(当社の役員持株会)	(株)北洋銀行 取締役頭取 津山 博恒	北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地	特別利害関係者等(大株主上位10名)	10,000	—	役員持株会の解散による
2026年4月27日	役員持株会 理事長 安井 則彦	北海道名寄市西三条南6丁目25-1	特別利害関係者(当社の役員持株会)	(株)北海道銀行 代表取締役 兼間 祐二	北海道札幌市中央区大通西4丁目1番地	—	10,000	—	同上
2026年4月27日	役員持株会 理事長 安井 則彦	北海道名寄市西三条南6丁目25-1	特別利害関係者(当社の役員持株会)	北星信用金庫 理事長 岡田 伸一	北海道名寄市西2条南5丁目5番地	—	20,000	—	同上
2026年4月30日	役員持株会 理事長 安井 則彦	北海道名寄市西三条南6丁目25-1	特別利害関係者(当社の役員持株会)	佐藤 隆	北海道名寄市	—	5,500	—	同上
2026年4月30日	役員持株会 理事長 安井 則彦	北海道名寄市西三条南6丁目25-1	特別利害関係者(当社の役員持株会)	大谷 和寿	北海道名寄市	—	500	—	同上
2026年4月30日	役員持株会 理事長 安井 則彦	北海道名寄市西三条南6丁目25-1	特別利害関係者(当社の役員持株会)	道塚 進	北海道旭川市	特別利害関係者(当社の取締役)	6,000	—	同上
2026年4月30日	役員持株会 理事長 安井 則彦	北海道名寄市西三条南6丁目25-1	特別利害関係者(当社の役員持株会)	木曾 輝範	北海道名寄市	特別利害関係者(当社の取締役)	34,500	—	同上
2026年4月30日	役員持株会 理事長 安井 則彦	北海道名寄市西三条南6丁目25-1	特別利害関係者(当社の役員持株会)	安井 則彦	北海道名寄市	特別利害関係者(当社の取締役)	7,000	—	同上

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2026年 4月30日	役員持株会 理事長 安井 則彦	北海道 名寄市北 海道 名寄市西 三条南6丁 目25-1	特別利害関係者(当社の役員持株会)	鶴巻 朋光	北海道 名寄市	特別利害関係者(当社の取締役)	2,000	—	同上
2026年 4月30日	役員持株会 理事長 安井 則彦	北海道 名寄市西 三条南6丁 目25-1	特別利害関係者(当社の役員持株会)	沖 ともえ	北海道 名寄市	特別利害関係者(当社の取締役)	4,500	—	同上

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。)の末日(2025年8月31日)から起算して2年前の日(2023年9月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容について記録を保存されるものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

※1 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

※2 当社の大株主上位10名

※3 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

※4 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

第2 【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する 所有株式数の 割合(%)
西條 敬弘 ※1, 3	北海道名寄市	903,000	16.04
(有)祥北信興 ※1, 2	北海道名寄市西三条南6丁目25番地1	857,000	15.22
西條 勝則 ※1, 4	北海道札幌市中央区	770,000	13.68
西條 知加子 ※1, 5	北海道名寄市	421,000	7.48
西條従業員持株会 ※1	北海道名寄市西三条南6丁目25番地1	246,000	4.37
西條 明悦 ※1	北海道札幌市西区	235,900	4.19
西條 瑛花 ※1, 5	北海道名寄市	217,000	3.85
西條 領真 ※1, 5	北海道名寄市	194,000	3.45
(株)北洋銀行 ※1	北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地	160,000	2.84
西條 満枝 ※1	北海道旭川市	151,300	2.69
その他31名	—	1,474,800	26.19
計	—	5,630,000	100.00

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
- ※2 特別利害関係者等 (役員等により議決権の過半数が所有されている会社)
- ※3 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
- ※4 特別利害関係者等 (当社取締役)
- ※5 特別利害関係者等 (当社役員の配偶者及び二親等内の血族)

2. 株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社西條
取締役会 御中

瑞輝監査法人
北海道札幌市

指定社員
業務執行社員

公認会計士

大浦 崇志

指定社員
業務執行社員

公認会計士

石橋 慶太

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西條の2024年9月1日から2025年8月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西條の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年8月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年5月26日

株式会社西條
取締役会 御中

瑞輝監査法人

北海道札幌市

指定社員

業務執行社員

公認会計士

大浦 崇志

指定社員

業務執行社員

公認会計士

石橋 慶太

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西條の2025年9月1日から2026年8月31日までの第69期事業年度の中間会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西條の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上